

「特定」記念 セミナー参加を

ホクネットは6月18日(土)午後2時から、特定適格消費者団体に認定された記念のセミナーをオンライン会議システムZoomで開きます。

テーマは「消費者の財産的被害は取り戻せるか?～現状の課題と今後法改正により何がかわるか」です。対象は、消費生活行政職員と消費生活相談員、一般の消費者など。「特定」団体として第1号の被害回復訴訟を経験した消費者機構日本の佐々木幸孝副理事長と、ホクネットの町村泰貴理事(成城大学教授)が話をします。

申し込み、問い合わせは下記へ。

Eメール: hocnet1222@alto.ocn.ne.jp

電話: 011-221-5884

6月18日に通常総会

ホクネットの2022年度通常総会は6月18日午後1時から消費者支援ネット北海道事務所で開かれます。議案は前年度の事業・決算報告、役員改選、定款の一部

改正などです。団体賛助会員と個人協力会員でオブザーバー参加を希望する方は、事務局まで連絡をお願いします。

ヤフーとの協議終了

ホクネットは、ヤフー株式会社(本社・東京都)に対し、インターネットサービス利用規約に消費者契約法に照らして不当な条項があるとして、削除または修正を求める申入れを行い、協議してきましたが、4月21日付で協議終了の連絡書を送付しました。申入れに対する同社の回答は、当団体の主張に沿って対応されていない部分があるものの、検討を継続するとの意向を踏まえ、協議を一旦終了するものです。

会員加入と寄付ご協力のおわがい
活動の一層の充実のために、会員加入および寄付金のご協力をお願いします。ホクネットへの寄付金は税額控除の対象となります。

寄付金合計額
ご協力ありがとうございます
311,000円
R4.4.1~R4.4.30
前年同期比
53,000円減

行政との連携について、ホクネットは全国の適格消費者団体に注目される存在だと知り、3月にオンラインで開かれた適格消費者団体連絡協議会の会合です。アンケート結果が示されました。適格消費者団体などからの特商法60条による申出や法的根拠に基づかない情報提供に対し、行政(国)から通知や連絡、成果が「ある」はゼロ。件。問い合わせに「十分な回答を得られた」もゼロでした。▼ホクネットは、自治体とは双方向のやりとりをしていると発表しました。道や札幌市と頻りに意見交換や協議をしているからです。▼その成果が、本年度から本格始動した消費者行政専門的支援事業です。札幌市消費者センターに寄せられた事例を基に貸付物の原状回復トラブルについて情報発信しました。少し誇らしく感じました。(上村)

編集後記

内閣総理大臣認定適格消費者団体・特定適格消費者団体

認定特定非営利活動法人

消費者支援ネット北海道

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろビル3階

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

MAIL: info_hokkaido@hocnet1222.jp

Facebook: hocnet1222 Twitter: hocnet20162

ホクネット

第76号

ホクネット通信

もくじ

- 2ページ... 消費者裁判手続特例法改正へ、被害回復の可能性が拡大
- 3ページ... 特例法改正案のポイント、一定の慰謝料請求も可能に
- 4ページ... 特定適格消費者団体への認定記念セミナーを6月18日に開催

札幌市との連携始動

消費者相談情報 提供受け発信強化

ホクネットは、道内唯一の適格消費者団体として、地域に根付いた活動を目指してきました。その一環として、道内各市町村に設置されている消費生活相談現場との連携に加えて、自治体の消費者行政との連携の強化に取り組んできました。

昨年10月に特定適格消費者団体の認定を受けたことを機に、道庁との間で情報提供のあり方について協議し、さらなる連携強化に取り組まれました。このような自治体との連携強化の取り組みが実を結び、ホクネットは昨年度10月に札幌市から「消費者行政専門的支援事業」の委託を受け、本年度から本格的に事業が始動します。

消費者行政専門的支援事業は、①札幌市に寄せられた消費生活相談情報をホクネットが分析して、札幌市の消費者行政の担当者及び消費生活相談員の方々と法令適用などについて研究会を行います。

②研究会での成果を基に、札幌市とともに事業者等向けの研修会をはじめとする各種の取り組みを行います。昨年度は、貸付借の原状回復トラブルをテーマに研究に行い、その研究成果に基づき前回のホクネット通信でご報告した研修会を実施しました。

ホクネットにとって、この事業には2つの意味があります。

1点目は、上記の事業を通じて、札幌市・道内の消費者への発信力強化です。消費者被害は未然防止、被害拡大の防止が何よりも大切です。これまでにホクネットが積み上げてきた経験や札幌市の消費生活相談情報の分析を通じて明らかになったことを、札幌市とタッグを組んでメディア等も巻き込み札幌市・道内の消費者に発信ができるようになりました。

2点目は、多数の消費者に被害が生じている場合に消費者行政、相談現場と一早く連携ができる契機となることを期待できます。集団的被害回復制度は、多数の消費者に共通の消費者被害が生じていることが要件です。道内でも有数の人口を抱える札幌市での消費者被害の傾向を消費者行政や相談現場と研究することで、被害が生じたときにスムーズな連携が可能になります。

お住まいの地域の消費者行政に関しても札幌市と同様の事業が広がることを期待していますが、会員の皆様からの情報提供が活動の基盤であることには変わりません。ぜひこれからもホクネットまで情報提供をお願いします。(事務局長・理事 原琢磨)

消費者裁判手続特例法改正へ

被害回復の可能性が拡大

成城大教授、ホクネット検討委員・理事 町村 泰貴

消費者の集団的な被害回復を実現するために作られた消費者裁判手続特例法は、施行されてから5年目となりました。ホクネットも早くからこの制度の担い手となるべく、消費者被害の調査を重ね、また財政基盤の確保や内部規則の改定などを進めて、昨年、全国で4番目の特定適格消費者団体の認定を受けました。しかし、裁判手続を通じた被害回復が実現したのは、これまで消費者機構日本

(COJ)と埼玉消費者被害をなくす会の計3件にとどまっています。もちろん各団体が裁判外の申入れによって被害回復を実現した例はかなりありますが、裁判手続の利用が進まなければ消費者被害の回復に協力しない方が得策だということになりかねません。

そこで、今年、2022年の通常国会では、消費者契約法の実体規定とともに、消費者裁判手続特例法の改正も審議されています。どのように変わるのでしょうか？

まず、これまで慰謝料請求など精神的損害は対象外となっていたところを、財産的損害と併せて請求する場合や故意による被害発生の場合に、この制度で慰謝料請求もできるようになります。また事業者以外の個人に対しても、一定範囲で被害回復を求めることができるようになります。これらによって、被害回復の可能性が広がることが期待されています。

次に、和解による解決が重要とされてきたところですが、共通義務確認訴訟の段階での和解も、共通義務を認めるだけでなく、和解

金債権の存在を定めることもできるようになるなど、柔軟なものとなります。

そして消費者に対する情報提供を事業者や行政庁にも行わせることや、特定適格消費者団体の活動を支援する法人を認定する制度も創設することで、全体として集団的被害回復がやりやすいように制度を改めています。

かなり技術的な法改正ですが、今まで弱点だとされていた点がいくつか改善されました。特に和解の柔軟化は、事業者側にもメリットがあり、被害回復が進むものと期待されます。さらに悪質な事業者の背後にいる個人とか、従業員に悪質な勧誘を行わせていたケースなどにも活用できることが目指されています。この法律の改正が、ホクネットも含めた特定適格消費者団体の積極的な努力により、消費者被害の回復に役立っていくことを心から望むところです。

改正法案が衆院通過

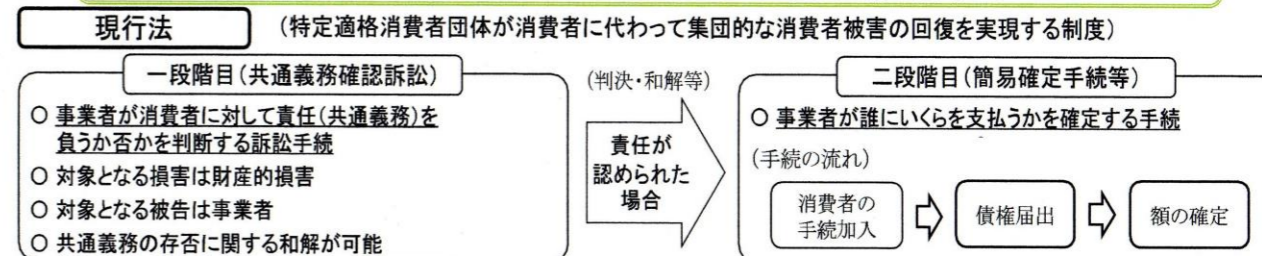
消費者裁判手続特例法の改正案は、消費者契約法の改正案と一括した法案として、3月1日閣議決定され、衆議院で審議が行われてきました。

衆院消費者問題特別委員会は全会一致で可決し、これを受けて、4月21日、衆院本会議でも可決されました。今後、参議院での審議に移ります。

改正案のポイント 慰謝料請求も対象に

消費者裁判手続特例法の改正案(概要)

消費者の被害を救済しやすく、消費者が利用しやすい制度へと進化させるとともに、制度を担う団体が活動しやすくする環境整備を行う



対象範囲の拡大

(第3条)

- 対象となる損害に一定の慰謝料を追加(第2項)
・基礎的事実関係が共通で、i) 財産的損害と併せて請求の場合 ii) 故意による場合
- 対象となる被告に事業者以外の個人を追加(第1項、第3項)・悪質商法に関与した事業監督者・被用者を想定

消費者への情報提供方法の充実

- 事業者が消費者への個別通知を義務付け(第28条)
- 消費者の氏名等の情報開示を早期に可能に(第9条)
- 特定適格消費者団体からの通知を簡潔に(第27条第2項)
- 行政が公表する情報を拡充(第95条)

和解の早期柔軟化

- 一段階目で様々な和解を可能に(第11条)
・事業者の責任(共通義務)の有無以外にも以下の和解が可能に
解決金を支払う和解、金銭を支払う以外の和解、総額和解、消費者への支払まで完結する和解 等

特定適格消費者団体の負担軽減

- 特定適格消費者団体を支援する法人(消費者団体訴訟等支援法人)を認定する制度の導入(第98条から第113条まで)
業務内容:(特定適格消費者団体の通知、行政の公表等を受託)

その他

- 特定適格消費者団体の負担軽減等
 - ・ 二段階目の手続の申立ての柔軟化(第15条、第16条)
 - ・ 特定認定の有効期間の延長(3年→6年)(第75条)
 - ・ 特定適格消費者団体と適格消費者団体の連携協力規定(第81条)
- 消費者保護の充実
 - ・ 消滅時効の特例の整備(第68条)
 - ・ 記録の閲覧主体の制限(第54条)

制度改善 環境整備 → 活性化した制度の定着

消費者庁のホームページにある消費者裁判特例法の改正案(概要)から

現行法のガイドブック作成

ホクネットは今年2月、「消費生活相談窓口のための消費者裁判手続特例法ガイドブック」を作りました。

同法の内容を短時間で理解できるよう、ホクネットの法律家と消費生活相談員がポイントを絞り、工夫をこらし、読みやすさとわかりやすさを心がけて書きました。全体として7項目、6コラムからなり、参考資料として同法条文を収めています。

同法の被害回復の仕組みが、①共通義務確認訴訟(事業者が多数の消費者に共通の金銭支払い義務があることの確認を求める訴訟)、②簡易確定手続き(個々の消費者の債権額を決める手続き)という2段階になっていることが読み取れます。また、消費者が特定適格消費者団体と手続き費用や報酬額などについて契約を結ぶ必要があることもわかります。

300部作り、道内の179消費者行政窓口に送り、希望者にはデータも提供します。